

労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令要綱

第一 労働安全衛生法施行令の一部改正

譲渡又は提供の際にその名称等を表示しなければならない物の範囲を、次のとおりとすること。

- 一 別表第九に掲げる物（イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、 tantalum、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）

- 二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

- 三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

第二 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

- 一 施行期日

この政令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行すること。

二 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を設けること。